

6. 文化財行政の充実を求めて

- (1) 文化財保護条例案を本市の実情に見合った豊かで充実した内容にするため本市で文化財の研究・活動をされている様々な団体への聞き取り調査を
- (2) 国史跡「新堂廃寺跡・オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳」の保存活用計画策定について、史跡公園としての活用など、今後の活用についての考えを聞く
- (3) 第一中学校の余裕教室を利用している埋蔵文化財センターに保管している文化財に広く親しんでもらえる環境整備と人員配置を

【答弁】

(1) につきましては、貴重な市域の文化財を保存活用し、市民文化や郷土文化の発展に役立て、市民共有の財産として次世代に確実に継承していくためにも、本市における文化財行政の柱となる文化財保護条例が必要と考え、早期制定に向けて取り組んでおります。広く市民に取り組みを知らせ、意見などを募集し、今後の運営等の検討をするため、この3月に条例素案のパブリックコメントを実施しております。

ご質問の、本市で文化財についての活動や研究をされている団体への聞き取り調査につきましては、必要と考えており、公民館などで活動をされている団体には、既に聞き取り調査を行っております。その他にも本市で文化財についての活動や研究をされている様々な団体について、聞き取り調査を行ない、今後の条例制定等の参考にさせて頂きたいと考えております。

続きまして、(2)のご質問ですが、平成14年12月19日に、有機的に関連を持つ貴重な遺跡群として、国の史跡に指定されました「新堂廃寺跡・オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳」ですが、新堂廃寺跡は、大阪府所有地であり、オガンジ池瓦窯跡、お亀石古墳については民有地が含まれているなど、様々な課題もあることから、現在、今後の保存活用計画の策定を視野に入れつつ、大阪府や関係機関と課題解決に向けた調整を行なっている所でございます。活用方法につきましては、史跡公園なども一つの案として、関係機関や市民等の意見も取り入れながら調査、研究し、保存活用計画策定に向け検討を行っていきたいと考えております。

最後に(3)のご質問ですが、富田林市立第一中学校にある市立埋蔵文化財センターは、平成3年3月に、余裕教室6教室分を活用し設置しております。当時は、常時見学もできるようにしていましたが、設置から26年が経過し、現在では、これまで発掘してきた遺物や文化財資料などが収蔵されており、手狭になってきていることから、予約制で見学を受け入れております。

本市を取り巻く環境は厳しさを増しており、常設展示場の環境整備や説明員等の人員配置については、難しい状況でございますが、埋蔵文化財センターに保管している文化財資料について、議員ご指摘の通り、広く一般の方に親しんでもらえる環境整備の必要性について十分認識しており、きらめきファクトリーやすばるホールでのスポット展示を実施するなど、可能な所から始めているところでございます。

今後につきましては、埋蔵文化財センターの有効的な活用方法も含め、現在の状況で何とか工夫はできないか、また、関係課と調整をしながら、他の公共施設等の活用や人員配置も含め、文化財保護条例制定を契機として、総合的に調査、研究してまいりたいと考えております。